

第四十三回 参議院大蔵委員会会議録第三十二号

昭和三十八年七月六日(土曜日)

午前十一時七分開会

委員の異動

六月二十八日

辞任

井川 伊平君

補欠選任

青木 一男君

出席者は左の通り。

委員長

佐野 廣君

理事

柴田 榮君

西川基五郎君

柴谷 要君

渋谷 邦彦君

永末 英一君

委員

青木 一男君

太田 正孝君

川野 三曉君

津島 壽一君

林屋亀次郎君

日高 広為君

堀 末治君

森部 隆輔君

佐野 芳雄君

木村禰八郎君

野々山一三君

野溝 一勝君

原島 宏治君

大竹平八郎君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵省主税局長

泉 美之松君

田中 角榮君

大蔵省主税局長

泉 美之松君

大蔵省理財局長 吉岡 英一君
大蔵省関税局長 佐々木庸一君
事務局側
常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員

外務省条約

局条約課長

大蔵省主税局

国際租税課長

兼松 武君

大造君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とタイとの間の条約の実施に伴う

所得税法の特例等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のための日本

国とマラヤ連邦との間の条約の実施

に伴う所得税法の特例等に関する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

○明治三十二年発行の英貨公債を償還

する等のため発行する外貨公債に関

する特別措置法案(内閣提出、衆議

院送付)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大

蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。

去る六月二十八日、井川伊平君が辞

任、その補欠として青木一男君が選任

されました。

○委員長(佐野廣君) お諮りいたしま

す。

森部隆輔君から、都合により理事

を辞任したい旨の申し出がございま

す。これを許可することに御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認

めます。よって、さよう決定いたしま

す。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選の方法

は、便宜、委員長から指名することに

御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認

めます。よって、さよう決定いたしま

す。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選の方法

は、便宜、委員長から指名することに

御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認

めます。よって、さよう決定いたしま

す。

つきましては、直ちにその補欠互選

を行ないたいと存じます。互選の方法

は、便宜、委員長から指名することに

御一任願いたいと存じますが、御異議

のでございます。

したがって、第二番目に損得関係のいろいろお話ございましたが、結局わがほうから東南アジア諸国へ進出しておられます場合には、先方で源泉地国所得課税を軽減してもらおうということがわがほうの進出している企業にとつて有利になります。他方、そういった東南アジア諸国で外国からの外資の導入を奨励いたしますために、特別の措置を設けて免税などの措置をとっておりますが、その際に、日本がそういう免税措置にかかわらず日本で東南アジア諸国へ進出している法人の所得を全額課税することにいたしますれば、せっかくそういうの特例措置を設けて外資を導入しようとしているにかかわらず、その効果を減殺することになります。

そこで、租税条約を結びまして、源泉地国ではこの程度課税する、他方、源泉地国でとつておるその免税措置について、日本側は現実に税金を払つておられないものを税金を払つたものとみなして二重課税の防止措置を講ずる、こういうことによつてお互いの経済発展が行なわれるというようにございまして、損得関係といひましても、なかなか正確な数字をもつてはかゝることではできませんけれども、お互いがこれによつてよくなるということをはねらいにしておるわけでございます。決して一方的にどちらが有利であるというふうな性質のものではございません。それから、第三番目の、アメリカとの関係ではどうなつておるかということでございますが、アメリカにつきましても、一次条約の締結がございまして、その後、二次、三次の修正を加えております。ただし、アメリカの上院

でまだ二次、三次の修正につきましても承認を得ておりません。アメリカとの間では、配当につきましては御承知のように日本は法人擬制説をとつておりますので、アメリカのほうで日本の会社の株を持つている場合、日本のほうで配当を支払う場合には、源泉徴収をしないという規定になっております。ただし、アメリカのほうでは、アメリカの個人または法人で日本の会社の株を持つておる場合の配当所得につきましても、税額控除の措置を講じておるといふことになっておるわけでございます。

○木村福八郎君 まだよく納得できない点があるのですが、それは先ほど申しましたように、日本からタイへは貸付も行なつておるし、技術援助もやつておるし、子会社あるいは支店等も、また駐在員事務所等も向こうに進出しておるわけですが、タイから日本に來ておるものはないでしよう。だから、事実問題として、日本はこれによつて利益を受けることは明らかですが、向こうから來ておるものはないのだから、事実問題としては対象がないわけですから、利益を受けることはないのでしよう。今のお話ですと、損得関係というふうなものは、双方が利益になるように、そういう建前で法律はできておるのですが、事実問題としてタイからおる日本に來ているものはないのですから、またマラヤの場合も同様なのです。そこで実際問題としてどういうことになりますか。日本は確かに利益を受けます。しかし、実際問題として、タイのほうはこの法律によつて、この法律案が発効したその時点において考へた場合には、タイのほうは利益

を受けない、こう見ていいでしようか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、日本の企業はタイあるいはマラヤに進出したしておりますが、タイまたはマラヤからは日本に企業進出していないというところはございません。したがつて、この租税条約の締結によりまして、利益を受けるのは比較的日本のほうが多いということは言えますが、先ほど申し上げましたような措置をとることによつて、タイに日本の企業が進出し、向こうが願つておる経済開発が行なわれ、それがやはりタイの経済に、あるいはマラヤの経済に、非常に大きな貢献をするということで、利益になるといふことでございます。

それから、非常にマイナー・ポイントなことでございますが、タイあるいはマラヤから技術を習う修習生が参ります。その場合、技術修習生の所得に対する課税をどうするかといった、つまらないことでございますが、そういう点につきましても、不安のないような措置をするというふうなこともあつてございまして。

○木村福八郎君 説明はそれでわかりました。ですからこの法律自体においては、タイ側は実はプラスになるもの、現時点においてははない。しかし、今お話がありましたように、これが契機となつて、今度はタイあるいはマラヤが日本から資本を導入する場合に非常に有利になる、こういうお話ですね。そういうことに理解していいですか。○政府委員(泉美之松君) お話のとおりでございます。

それから次に、アメリカとの関係においては、今タイとマラヤに起こつた関係が今度は逆の関係になると、こゝう理解していいですか。たとえば日本はアメリカに資本を輸出するということは、まあ多少はあるかもしれませんが、しかしアメリカは日本から資本を入れるというところはあまりない。しかし、日本はアメリカから多くの技術援助を得ているし、それから多くの外資を入れております。また、アメリカ人が日本の株を持つておる。かなり買つて持つておる。ですから、アメリカと日本との関係はちょうどタイ、マラヤと日本との関係の逆になると、こゝういふふうに見えていいですか。そのことはまた、アメリカからの外資導入に非常に有利になると。そういうことからは、まあアメリカ人が日本の株を買ひ、あるいはアメリカの技術援助を受けたら、あるいは資本を導入する場合に有利になる。日本にとつてそういうプラスはある。しかしながら、この条約、この二重課税の回避の条約自体、あるいはその税法自体においては、日本とアメリカとの関係は日本とタイ、あるいはマラヤとの関係の逆の関係になると、こゝういふふうに見えてよろしゅうございまして。

○政府委員(泉美之松君) 原則として、お話のように日本とタイの関係と日本とアメリカの関係とは逆だということはいふ得るかと思いますが、日本とアメリカとの関係では、まだ日本のほうから進出している面が相当ございまして、それからまた配当の関係にいたしましても、利子の関係にいたしましても、ロイヤリティの関係にいたしましても、日本が支払うほうが多いございまして、支払いを受けるものもあるわけでございます。したがつて、タイあるいはマラヤと日本との関係の逆とは必ずしも言い切れないほど日本のほうからある程度は進出いたしております。ただ、大きな線で申し上げますれば、租税条約のほうではアメリカのほうで日本のほうに進出する場合の源泉地国としての課税をある程度軽減することによつて、アメリカからの日本への資本導入、あるいは技術導入ということができやすくなつておるといふことは事実でございます。

○木村福八郎君 それは厳密には同じであるとは言えないですけども、関係は、理屈としては、そういう関係ではないかと思うのですが、それでアメリカとの二重課税回避のこの条約ですね、あるいはそれに基づく法律は、どういふ法律なんですか。さつき二次、三次と、これは改正になつていふ言ひましたけれども、それはいつごろできて、現在どういふ法律になつておるのですか。僕はちよつとさがして見たのですけれども、見当たらないのです。

○政府委員(泉美之松君) アメリカの関係の特例法は昭和二十九年に法律第百九十四号として出ておるわけでございます。

○木村福八郎君 それはどういふ名称になつていますか。

○政府委員(泉美之松君) やはり、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律と、こゝういふことでございます。

を受け入れておる国との経済関係が違いますので、したがって、そのパランスシートを完全に合わすというわけには参りませんけれども、われわれは、交際にあたりましては、できるだけフェアを与え過ぎることのないように十分配慮いたしておるつもりでございます。また、今後ともそういう決意を持って当たりたいと、かように考えておる次第でございます。

○木村禮八郎君 そういう点について、日本の国会でも絶えず問題になるのであって、ただ国会がぼんやりしておるのじゃないかということをやつぱり明らかにしておく必要があると思つて、この両案に関する私の質問はこの程度でやめることにいたします。

○永末英一君 今回の日本とマラヤとの間に取りかわされる条約における条件と、日本とシンガポールとの間の条件は、完全に同一ですか。

○説明員(林大造君) 国際租税課長の林でございます。お答え申し上げます。今回のマラヤとの間の租税条約は必ずしもシンガポールとの間の租税条約とは一致していません。やはり相手の態度が常に同一であるとは限りませんし、また国内の税制、それから条約についての相手国の考え方等相違しておりますので、若干の点は相違いたしております。

○永末英一君 マレーシア連邦がきわめて短時間の間にできるということとは、既定のコースだと思つて、そのマレーシア連邦にはマラヤ連邦及びシンガポールが加わることを皆が知つてお

る、その短い期間であるのに、今特に条件を高めてマラヤ連邦との間にこういう条約を結ばれる理由を、ひとつ大蔵大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(田中角榮君) 私は、条約を結ぶのは外務大臣がやったことであるから、こまかい問題はわかりませんが、政府としての考え方を申し上げれば、両国の合意に達したというところで条約を結ぶというわけでありまして、当然、マレーシア連邦ができれば、そのときに新しくまた今までのものを整理して、どのように引き継ぐか、どのような新しい形式にするかという点であつて、この現時点において考えますと、マレーシア連邦ができるといふのは早晩であるという見通しでありまして、これから租税条約の問題に対しては長い目をもつておりまして、ずっと交渉を続けて参りまして、現時点において交渉が妥結したということでありまして、政治的配慮も必要ではないかという議論が生まれると思つて、両国の合意に達した場合、条約を締結するということはやむを得ないと思つております。

○政府委員(泉美之松君) ちょっと補足して御説明申し上げますが、先ほど国際租税課長からお答えいたしましたように、マラヤと日本と、それから日本とシンガポールとの間の条約は、ほとんど大部分は似ておるのでございまして、と申しますのは、シンガポールとの交渉をする際にも、またマラヤと交渉する際にも、向こう同士はいろいろ話し合いをしておつて、そうして日本と交渉してきたものでございまして、もちろん、若干、ごくきわめて技術的なところで違つておりますが、そ

れらの点については、マラヤ及びシンガポール両当局がよく承知の上でこの交渉が行なわれたのでございまして、非公式ではございますが、先方からは、マレーシア連邦ができたら、マラヤの条約にならっていくものだという考えを、向こうはとつておるようでございます。

○永末英一君 シンガポールの位置というのは、やはりマラヤ連邦と比べますと、連合王国に非常に近いと思つたのです。したがって、私は細部のところが違つておるかわかりませんが、連合王国と日本の間の同種の条約というものと比べた場合に、シンガポールのほうが連合王国側に似ておるのではないかと申すのです。しかし、今問題として伺いたいのは、そういう話だ、つまりマラヤ連邦の条件に合つてマレーシア連邦ができてもいいであらうというのでありますけれども、これは外務省がおやりになることかもしれないけれども、もうすぐ一緒になるのだしたら、一緒に一括交渉したらよさそうに思つたのに、ことさらに、たとえ細部であつても、御破算にして、また新しい条約として話し合いをしなければならぬ手間をわざわざ今おとりになつておるといふ点について、日本国側として積極的な利益があればこの際伺つておきたいということですが。

○國務大臣(田中角榮君) 積極的な利益といふことを聞かれると、なかなかむづかしい問題でございますが、長いことかかつて交渉を続けてきたこととございまして、向こう側と十分連絡をとつて支障なしといふことで妥結点に達しておるのでありますので、国際上あえて相手の感情を害することもあり

ませんし、それからマラヤといふのは、これは何月何日に合併といふことになつておれば待つといふことも考えられますけれども、なかなか外交的な問題ですから、きょう合併するといつてもあつたまた延びるという問題もあつたので、こういう問題は両国合意に達してお互いが理解し合つた場合に調印といふことは、まあやむを得ないといふか、あたりまえの形式であるう、このように考えます。

○永末英一君 考え方はできるわけなんですけれども、やはりマレーシア連邦の結成といふのは、東南アジア地区においてはいろいろ政治問題をはらんでおるわけでありまして、したがつて、マラヤ連邦自体と日本国とではこの問題について交渉があつたかもしませんが、マレーシア連邦が、片やマラヤ連邦としては一番マラヤ連邦の重大問題として日程に上げて進行しておることは皆知つておることですから、そこで後向きばかり見ないで、これから新しいマレーシア連邦ができるというときにこの条約を締結して、いささかも現政府は支障はない、こういう考えだと了承してよろしいのですか。

○國務大臣(田中角榮君) 向こうが理解をしておるのでありますし、親切であり、国際的に一日や二日待つてやればいいじゃないかという気持ちもよくわかりますが、しかし経済は瞬時の停滞を許さない、こういうことでありますので、まあ向こうが了解をし、しかも十分両国の間で連絡をとりながら支障なしといつて、向こうで調印を求めてきておるのでありますから、それに応じて差しかえないといふふうに考

えておるわけでありまして。

○永末英一君 これからの話でどうなるかわからぬこととございしますが、今のお見込みのことは速記録にも残りますし、その考えとして私も拝聴しておきます。しかし、この際、今のうちに国際情勢が動いておるときに、しかもはっきりと国の形勢が変わつておるときに結ばれることについて、責任をもつてお進めになつたという工合に私どもは拝聴しておきます。質問を終わります。

○委員長(佐野廣君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、二案を一括討論に入ります。御意見のおありの方は、順次、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、以上二案を一括問題に供します。これら二案を原案どおり可決することに賛成の方

の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野廣君) 全会一致と認めます。よって、二案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(佐野廣君) 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案を議題といたします。

本案は、一昨四日、衆議院から送付され本委員会に付託されました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○木村義八郎君 簡単に質問いたしますが、まず第一に、戦時中における電力債の肩がわりを政府はやったと思うのですが、そのいきさつについてお話し願いたいのです。外債の政府肩がわり……

○政府委員(吉岡英一君) 戦争中にありました外債につきまして、これを円貨公債にかえ得るものは円貨公債にかえたことのお尋ねかと思いますが、電力債その他につきまして、政府が肩がわりをいたしまして、円貨の公債にかえたわけでございます。

○木村義八郎君 それをもう少し詳細に。どのくらいの額を円貨に肩がわりして、そしてその後は、その返済は政

府がするわけですね、外貨として返済する。それで、肩がわりされた電力債については、電力会社の債務は国内債務となるか——そういうことになるのでしょうか。その点、その金額について、それから、その債権債務の移動の関係ですね、外債が国内債にかわる、そういう関係。それと、電力会社は今まで外債を外貨で借金しておいたのを、これを国内的肩がわりして、政府が外貨として払う、その間のいきさつ。それは電力会社がものすごい利益になると思うのですよ。その面では、電力会社が、外債を政府に肩がわりしちゃったんですから。もし電力会社として外債を償還するとなったら、たいへん負担になる。配当どころのさわざではないと思うのですかね。だから、その間において、政府が、国民が非常に大きな債務をしようとしたというふうになる。そのいきさつをもう少し詳しく話して、そして戦後においてやはり償還をしたわけですね。戦後、十

四銘柄を償還しておるわけですね、英貨債、あるいは米貨債について。戦前発行された外貨債で、今残っているもの、たとえば東京電燈の英貨債があるわけですね。あるいは東京市債、横浜市債、そういうものがあるわけですね。こういうものは、これは政府に肩がわりされて、やはり政府がこれを償還するということになると思うのですが、そうなんですかどうですか。この二点について。

○政府委員(吉岡英一君) 電力債その他を政府に肩がわりいたしましたときに、電力会社と政府との間の債権債務関係は、電力会社に有利になるというふうなことではなしに、決済がついて

おるわけでございます。なお、その辺の詳しい事情、あるいは金額等については、至急調べまして、お答え申し上げます。

それから、現在英貨債につきまして残っておりますのは、国債は、第一回の四分英、第三回の四分英、五分半英が残っております。ほかに、今の御質問にありますが、東京五分半英と東電の六分英とが残っております。

○木村義八郎君 横浜の残っておりますんでは。横浜の残っております。それから大阪市の築港……

○政府委員(吉岡英一君) 失礼いたしました。お話のように、横浜の五分英と大阪市築港公債が残っております。

○木村義八郎君 これは政府債務になつておるわけですね。そうなんです

○政府委員(吉岡英一君) さようでございます。

○木村義八郎君 それで、今のお話によると、電力債その他の外債は、政府が国内債に肩がわりしたことによって不当に電力会社に利益になるというふうなことになるのではないということですが、その理由をもう少し詳しくお話し願いたいと思うのです。その詳しい数字については、これはあとで

電力会社が外貨で借金をしておいたもので、それを国内債務に切りかえたわけでしょう。政府が外貨での債務を負ったわけですね。その場合、今度はそれを償還する場合、非常にインフレによって、つまり円の価値が下がってしまったわけですね。ですから、電力会社はその点について非常に得をしているわけですよ。

○政府委員(吉岡英一君) お話の点は、政府が肩がわりをいたしまして、外貨のほうは政府が払います。政府が払いました場合には、その外貨に見合う円を債務者から取り立てておるということになっておるのであります。

○木村義八郎君 そうしますと、円の価値が非常に下がっていきまうと、その場合に、それではたとえば東京電燈の外債、英貨債を政府が払う、その場合、借りかえたときの円とポンドの相場に対して、現在では大体一ポンド千円か、あるいはもう少しというところかな、非常に円は下がっておるわけでしょう。その今の相場で徴収するのですか、円の相場で。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまの円と外貨の相場で取り立てておるわけですね。

○木村義八郎君 それだったら、電力会社は非常に巨額な債務を政府に返すことになると思うのですが、そういうことになっておるのか。その点、僕ははっきりわかりませんが、それは僕だと思ふのです。そのときの価値によつて取り立てるといふのは、あのときは円貨債に切りかえたのでしょ

う。だから、その切りかえた国債ですよ、おそろく。そういうものに切りか

たものを会社が返せばいいのであつて、そのときそのときの相場によつて政府は徴収するということは僕はおかしいと思う。そんなことはあり得ないと思う。

○政府委員(吉岡英一君) なお詳しく調べてお答え申し上げたいと思います。が、当時円貨債になりましたものは、外地にあつたもの等はかえられなかつたわけでありまして、国内にあるものだけを円貨にかえたわけでありまして、したがって、現在残つておるものは外地にある外貨債でございますから、もし東京電燈なら東京電燈の債務のままで残つておるといたしますと、円貨債にかえたものはある意味で価値の下がりました円で払いますが、残つておる外債については今の時価で返さなければならぬわけでありまして、電力会社自体として、そういう意味で、政府に肩がわりしたために非常に損を出すということにはならないかと思ひますが、なお詳しく調べてお答えいたします。

○木村義八郎君 東京電燈の会社自体に残つておる外貨債については、それは外貨で返さなければならぬことは当然なんです。政府に肩がわりした分については、円に肩がわりしたので

から、その後のインフレによつて円価は著しく下落しているのですから、そういう関係から著しくインフレ的な利益を得ていると思うのです。その間の事情をもう少し詳しく伺いたいと思う。でないと——もっとも時間の関係で、この法案のその資料を待つて質問したのでは、きょうはとて上がらぬと思うのです。ですから、それは資料として出していただくとして、

一応また別な何かの機会にこの点については深くまた御質問することにしたします。ほかの何か法案が出たときに、その問題についてもっとはっきりくつつけてその問題としてすることに、この点に対しては私の質問は終ります。

○柴谷要君 現在の国債はどのくらいあるのか、三つばかりお尋ねします。一、一括お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 昭和三十七年度末の国債の残高は四千六百十八億で、その内訳をいまして、内国債四千三百三十六億、外債が四百八十二億であります。それから、国債残高の国民所得に対する割合を見ますと、三％であります。内国債は二・七％、外債が〇・三％。これは三十七年度の実績見込みを三十八年一月現在でもって国民所得を計算しまして、十五兆三千二百億、こういう推定をいたして逆算をいたしたわけでございます。

○柴谷要君 最近、国際競争力を増強するために、減税等の見地から、国債を発行するという議論が起つて、いろいろ議論が起つて、政府は国債発行に對して基本的な考え方があるかと思ひます。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 将来、財政のあり方といたしまして、社会資本の充実等のために国債を行なうという問題は、理論的には検討すべき問題だと存じますが、現実の経済、金融情勢等

を十分に考慮をして慎重に取り扱う問題だというふうな考えをおるわけでございします。まあ来年度は急激に財政が膨張するといふような要因は今のところそう考えられませんが、税収も御承知のとおり平均をして増収が見込まれる現在、これが財源確保をはかり得るという見通しでありますので、現時点におきましては、内国債の発行という問題に對しては慎重にも慎重というところでありまして、私の考えとしては発行したくない、発行しなくてもまかなつていけるのではないかと考えています。

○柴谷要君 外債公債については、今国会で、基本法というべき外債公債の発行に関する法律というのが成立したわけですが、政府は、この外債公債の基本的な問題が決定した今日、将来どういふ方針をもって臨まれるか、これについてお尋ねいたします。

○国務大臣(田中角榮君) 外債公債という問題につきましては、国債及び政府保証債、民間債等の状況で発行いたしておるわけでございますが、国際市場の問題もございします。また日本の対外信用という問題もありますので、十分これらの問題を勘案しながら遺憾なきを期して参りたいという基本的な考え方をとっております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、社会資本の充実その他資金の一部として、良質長期の外債はこれを積極的に受け入れるという基本的な態度をとっております。

○国務大臣(田中角榮君) 将来、財政のあり方といたしまして、社会資本の充実等のために国債を行なうという問題は、理論的には検討すべき問題だと存じますが、現実の経済、金融情勢等

ならないので、これらの問題に對しては交通整理を十分やりながら、国際金融市場における日本の地位信用というものも確保しつつ発行しておるわけでございします。

○柴谷要君 第二次大戦後、ロンドンの市場は国際債市場として非常に地位が低下したといふようなことが伝えられていたわけですが、戦後ロンドン市場で行なわれたおまな超債にほんなものがあつたのか、またその発行条件といふのはどういふものがあるか。

○国務大臣(田中角榮君) ロンドン市場におきましては戦後はないと存じますが、今度の英貨債の借りがえといふことが、戦後において国債としては初めてといふことではあります。

○柴谷要君 次は、借りがえは有利な条件が得られる場合に行なわれるのが普通だと思ひます。今回の借りがえは前と比べてどの程度有利な条件がとられたのか、これをお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御承知のとおり、借りがえの場合は旧債よりも有利な条件であることが最も望ましいこととございしますが、御承知のとおり、発行条件につきましては、その当時にあつた市場の状況等にもよります。いろいろな問題があるわけでありまして、から、それらを十分勘案し、最も有利な条件で借りがえが行なわれるように現在努力をいたしておるわけでございします。しかし、何分にも現在の英米市場の状況から見まして、今度借りがえしようとしたといたすのが六十五年前の旧債を借りがえしようといふのでございします。六十五年前のものよりも有利といふことが可能なのか、なかなかむずかしい問題でございします。であります。基本的には、わが国の国際収支上にも非常に有利なものでございします。また日英間の友好親善といういしずえにもなるものでございします。最も有利な条件で借りがえが行なわれることを希望いたしておるわけであります。

○柴谷要君 この特別措置法案によりますと、外債公債を失つた者に對する外債公債の再交付ができる、こゝういふことになつてゐるのですが、もし二重払いになるような事態が生じたときは政府はどのような措置をとるのか、また二重払い防止のためあらかじめ何らかの対策を講じていくのか、この点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 公債を紛失した者に対して再交付という場合があるわけですが、紛失の事実の証明、紛失の時日から一年以内に請求しなければならぬといふような条件を付しております。さらに保証金または保証状を請求するといふような措置をとつておりますので、二重払いにならないよう万全な措置を考えておるわけであります。

○柴谷要君 国債に関する法律は明治三十九年制定の非常に古い法律なんです。外債公債発行が復活しております。今日、海外市場の法令や慣習を研究して、現状に即するように改正する御意思があるかどうか、その点を伺つておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおり、国債に関する法律は非常に古い法律であります。現在の外債発行に際しましては、発行地の法令、慣習等とそぐわない点も確かにあることは否

定できないと考えるわけであります。しかし、この法律は、御承知のとおり国債一般のものでありますので、内国債及び外国債両者において適用されるものであります。将来、先ほど申し上げましたように、内国債の発行が考慮されるというような事態が起こつた場合には、当然再検討しなければならぬといふ考え方をとつておるわけであります。

○柴谷要君 最近、民間会社では非常に外債募集が競争的になつてきてゐる。こゝういふような時点で、国際収支の安定であるとか資本取引の自由化等の立場から、政府は民間会社の将来についてどのようなお考えをお持ちでありますか。

○国務大臣(田中角榮君) 外債につきましては、先ほど申し上げましたように、長期安定的良質な資金については積極的に導入をはかつてゐるのでございます。民間会社の外債募集につきましても、この見地から市場の状況等を勘案しつつ善処いたしておるわけでございします。しかし、先ほど申し上げた外債づいておるようでありまして、私も私もといふような状況でもありませんので、募集の時期、金額等、市況も十分勘案をしまして、俗にいう交通整理をしながら適宜措置をいたしておるわけであります。今後とも引き続き所要の指導を續けて参りたい、こう考えておるわけでございします。

○木村義八郎君 国際収支との関連で、外資の導入についてちよつと伺いたいのですが、三十八年度の貿易外の収支は、最近はおそらく三億六千万ドルから、あるいはもう少しと四億ドルぐ

らい赤字になるのではない。最近非常には貿易外の収支が赤字が多くなつてきております。これは単に直接の外資の導入ばかりでなく、技術導入もあるわけであり。ロイヤルティの支払いあるいは外債の円償還等、だんだん重なるようになっておるわけですね。これは今後重大な問題だと思つておるわけですね。貿易収支をいつも非常にオーバーしておるわけですね。どうも最近の事態から見ると、これは減る可能性はないのではないかと、ますますふえていくのではないかと、当初の政府の三十八年予算編成の前提としての経済見通し作業では、大体三億二、三千万ドルですが、赤字を見込んだのです。ところが、その後、大蔵省は三億六千万ドルぐらいの赤字だと改訂したといわれておる。もつとまた多くなるのではないかと、いわれたのです。貿易外収支の問題は今後重大な問題じゃないかと思つておる。これは再検討しなければならぬと思つておる。この外資の導入も含めて、いま少し、どういふふうにお考えになつておるのか。どうも政府は高度経済成長政策をやる場合に、日銀の貸し出しをどんどん促進せしめた、ああいう通貨供給方式プラス外国からのボーリング政策、借金政策によつて高度成長の資金をまかなつておると思つておる。こういう点は今後再検討しなければならぬ時期にきてゐるのじゃないかと思つておる。その点について大蔵大臣は検討されてゐると思つておる。どういふふうにお考えになつておるのか。……

○国務大臣(田中角栄君) 国際収支の長期拡大安定という今、目標を立ててやつてゐるわけでございます。御承知

のとおり、国際収支の改善対策をやつて参つたわけでございますが、これは貿易・為替の自由化等に対処いたしまして、将来的見通しを立て、長期拡大安定という目標を立て、今諸般の作業を行つてゐるわけでございます。理想的には、貿易収支もまた貿易外収支も、すべてが黒字になることは好ましいのでございますが、御指摘のとおり、貿易外収支が非常に大きな赤字であります。この赤字も年々ふえていくというふうな傾向が見られるわけでございます。この貿易外収支の赤字を資本収支の黒字でもつて埋めてゐるというふうな状態でありまして、これも借りた金で、いつか返さなければならぬ金でありますので、こういうことのみ続けていくわけにはいかないというところで、貿易外収支の改善対策という点に對しては、政府は十分の意を用いてゐるわけでございます。

今、貿易外収支の赤字の状況は、一つとしては、海運収支が非常に悪いという問題が一つございまして、それから、もう一つは、技術導入ということから、ヨーロッパからこの間OECDが来まして、びっくりして、日本は年間一億ドルも払うのか、こういう問題を指摘されたわけですが、たいへんな金額を払つてゐるわけでございます。そういう大きな貿易外収支の赤字の中で、三億数千ドル、二、三千万ドルであると思つておる。特需でまかなつておつて、なお三億四、五千万ドルの赤字が予想せられる。これが資本収支でよくバランスをとつてゐるということでありまして、海運等の問題に對しても、先ごろから経済閣僚會議で十分検討して、これから海運の問題をひと

つ考へる、もう一つは、観光の問題を考へる、もう一つは、保険の問題、こういう問題でございます。貿易外収支の改善は、この三つぐらいのものが一番大きな柱になるわけでございます。で、これらを十分検討しながら、長期的に国際収支を安定せしむるために貿易外収支の改善対策を大いに急いでゐるわけでございます。

○木村福八郎君 政府が三十八年度の予算編成の前提としての経済見通し作業の中で、貿易収支においては輸出五十二億ドル、輸入五十億ドルですね。貿易においては二億ドルのプラスというふうに予想したわけですね。その他貿易外収支の赤字、それから資本収支の黒字を総合して、八千八百万ドルの黒字と見込んでゐるわけですね。ところが、最近その点が非常に狂つてきてゐるわけですね。

政府は経済回復が予想外に早い早いといひますが、なるほど早くもなつてきてゐます。それで、大体最近の見通しでは、名目で一二％ぐらいの成長率になるのではないかと、いわれてゐます。ね。実質は八％ぐらいになるのではないかと、そのくらゐになると、必ず国際収支の赤字が問題になります。どうも最近の見通しでは、政府は貿易収支で二億ドルの黒字を見たが、輸入はかゝなりふえるだろう。輸入が五十億ドルではとても済まない。私は、最低輸入が五十二億ドル、もつと上回ると思ふ。人によつては、貿易収支においてむしろ二億ドルぐらいの赤字になる。国際収支において三億六千万ドル、少なくとも見て二、三千万ドル、そうするとかなり大きな赤字になり、貿易収支が赤字になる。貿易外収支も赤字にな

る。黒字は資本収支だけで、それではカバーするということでは非常に困難で、三十八年度の国際収支は赤字になる。政府は黒字と見てゐるが、逆に赤字になるだろうというものが、どの程度の赤字かが問題であります。私は少なくとも一億ドル程度の赤字にはなるだろう。人によつては二億ドルといふ人もある。ですから、前提が非常に狂つてゐる。この点、大蔵省でいろいろ再検討し、作業もやつておられるようでございますが、現時点で三十八年度の国際収支の当初の見通しと非常に狂つてゐる点がございます。その点についてどういふふうに見通されてゐるのか、この点をお伺ひしたい。

○国務大臣(田中角栄君) 国際収支の見通しにつきましては、今あなたから御指摘がございまして、さういふこと、二カ月ばかり前に大蔵省で試算をさせたわけでありまして、政府の見通しをいたしましては、大体実質六・一％程度の経済成長率を考へまして、国際収支の見通しとしましては、七、八千万ドルぐらいの黒字を考へてきておつたわけでございますが、その後の景気の立ち直りが非常に早いということで、輸入もふえるというところで、いろいろな角度から試算してみてもおつたわけでございますが、大体年率七・五％ぐらいまで伸びる、このままでいくと伸びるおそれがあるというところで、長期拡大安定という目標を立てるにはいろいろな施策を今から行なうべきであるといふことで、現在各省間でも努力いたしておるわけでありまして、

五十二、三億ドルになるというふうな状況も考へられます。また、輸出はどうかというところでありますが、輸出も五十二億ドルをこして五十三、四億ドルになる。とにかく五十二億ドル対五十億ドルぐらいの開きをもちながら輸出振興策をやらなければならぬというところで、政府も、もう戦後四回目の国際収支の危機を招いてはならない。しかも、これはもう貿易・為替の自由化といふことを前にしての日本の経済でありますので、今非常に慎重にいろいろな施策を行つておるわけでございます。貿易外の赤字がふえております。貿易外収支の赤字がふえておるものもいろいろ考へて、今日まで輸出船といふことで外貨の獲得といふものが非常に多くあつたわけでございますが、よく考へてみますと、これには荷物がついておる。相当長期に用船契約がついておる。このことも考へられます。また輸入がふえるといふことによりまして貿易外の赤字もふえていくというふうな傾向にありますので、これらを総合いたしまして、あなたが今懸念せられたような方向になつてはならないといふことで、各般の施策を行つておるものであります。今の見通しでは、現時点においては輸出入の両方とも政府の当初見込みよりも相当数字的に伸びると思ひますが、国際収支が逆調になつて、三億ドル以上も赤字になるといふような状況とは考へておりません。また、さうしてはならないといふことで、今こうして努力いたしておるわけでありまして、

○木村福八郎君 関連ですから、簡単に一つだけでは、さういふ状況のもとで大幅な国際収支の赤字をもたらす

てはならないということで努力しておるといふ状況のもとで、政府はなぜ低金利政策を強行しようとしているのか。

○國務大臣(田中角榮君) 低金利政策を強行いたしておるわけではないのでございませう。これは誤解でございますから、どうぞひとつ誤解をお解きになつていただきたい。これは低金利政策、低金利政策と、いつの間にか国会の議論にもなりましたし、低金利政策などという言葉を政府は言つたことではないのであります。貿易・為替の自由化を前にし、関税一括引き下げというような動きもあり、しかもOECDに加盟して資本の自由化を叫ばれてゐる現状を考えると、さなきだに日本は原材料を持たない国でありますので、原材料を持った国と持たない国のハンデが日本にはあるわけでございます。でありますから、その上に公定歩合はアメリカは年率三分、日本は今度四厘引續いて下げて五分八厘四毛で、約倍であるというのを考えますと、結局国際金利にだんだんとさや寄せをしていかなければいけない。しかも、それは金融環境の整備を待ちながら、こういう前提とまくらがあるわけでありまして、一方向的に低金利政策をやろうといふことは一向言つていないのであります。これは国際金利にさや寄せして、日本と諸外国とのアンバランスを是正して国際競争力をつけなければいけない。これは木村さん、皆御賛成だと思ひますので、そういう意味での低金利政策を一方向的に強行するといふ意思は全くないのでございませう。ただ、これは議論の問題ではなく、五カ月間に四厘も引き下げられ

たのでありますので、これが景気の過熱を来し、またいろいろ過去の悪い状況を再燃しながら国際収支の危機を招いてはならぬということについて、細心の注意を払つておるわけでございます。

○木村義八郎君 金利が高いのは、資金需要が多いから金利が高いのであつて、金利は私が言うまでもなく市況の需給関係によつてきまるのですから、金利を下げようとしたら、その前提としての環境を整備しと大蔵大臣言われましたが、それを整えなければならぬと思う。ところが、今までは資金の需給関係までも無視して、無理に金利を國際金利にさや寄せさせようといふ、そういう政策がとられたやに受け取られたわけだ。これは議論になりますから、その程度にしておきますが、それでは、今までのような低金利政策の強行、私はそういうふうには解釈したのですが、資金需給関係を無視しての金利の引き下げといふことは、それはやらぬと、考へていないといふことですね。従来のやり方と、これは転換になるのですよ。変えてゐるということになる。それはお変へになったということに理解していいわけですね。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほども言つておりますように、低金利政策を一方向的にやろうなんという政策をいへんも申し上げたことはありません。総理大臣が、三十八年度予算編成を終わりました。予算案を提出した今国会における両院での施政方針演説の冒頭に申し上げたのは、國際金利にさや寄せしながら民族のあしたに道を開きたい、こういうことを申し上げておるのでございまして、一向変わつておら

ないのでございませう。でありますから、昨年の十月からいろいろ広範な角度において、あらゆる意味から施策を行ないまして、金融環境の整備をまず前提にいたしておるわけでありまして、需給関係を全く無視した低金利政策を一方交通でやろうといふような考えは初めから毛頭ないのであります。

○津島壽一君 大蔵大臣に簡単な質問をしてお考えを聞きたいのですが、簡単にすけれども、事柄は非常に重要だと私は思はれるのです。それは明治三十二年の第一回四分利が満期になつてどうするかという問題は大い問題だつたと思ふのです。それがこの公債の発行されたロンドンで発行の見通しがついたといふことは、私は非常にいいことだと思ふのです。五分利債償の現金償還をやつた際から、私は、どうしてもヨーロッパ市場に日本政府が往年の信用を確保して、こういつたような市場が再開されるという道を開かなければならぬ、こういう気持であつたのですが、今日その実現の機会を得たといふことについては、私は非常に敬意を表するものです。

そこで、この公債は三十三年目でございます。英國で発行するといふことは、この第一回の英國発行といふものは非常に世界から関心を持たれて、注目的になつておる。これがうまくいくかどうかは、ほかのヨーロッパ諸國、また米國に対しても相当大きな反響と刺激を与えるものだ。こういう観点から、この法案が通つて、いよいよ交渉にあたつては、私は最善を尽くしたい。こういうことを申し上げておる私の言わんとするところ、また質問す

る点は、ここに書いてありますが、いよいよこれがきまれば、市中銀行団と、引き受け団と書いてありますが、発行条件その他の具体的交渉をするという予定であるといふことなんです。そこでまず先に一番大事なことは、引き受け団をどうするかという問題であらうと思ふのです。条件はその引き受け団と交渉する問題である。

過去におけるいろいろな事情を申し上げることは別として、明治三十二年以来、及び最後の國債以来、英國では二十数回外債を発行いたしてあります。それに当たつたいわゆる引き受け団といひますのは、相当強固のものであり、また日本との友情というか、非常な協力的な態度を持して、これは申し上げるまでもないことであるが、やつてきたものです。今回三十三年目に、戦後初めてロンドン市場で日本の公債、國債を発行しようといふのは、かつて、最初に考慮すべきことは、これらの銀行団の組織にあつたので、これは世間から見、世界市場から見、これに日本の歴代の内閣が方針としてきたことを十分に御研究下すつて、誤りのないようになつていただきたい。要すれば、伝統なり過去の政策、この國債が明治三十二年に発行されて以来のこととをひとつ十分御研究になつて、誤りのないようになつていただきたい。今日まで私も現実になつたこともございませうが、非常に莫大な公債の準備に最も強力なるシンジケートを作つたわけだ。それは御承知のとおりであります。これは震災外債のごとき恐慌の場合において起こつたところでありませう。民間の小さい社債のごときは、そういう法はございませう。したが

いまして、今回の公債は、金額においては借りかえですからわずかなものであります。将来の事態を考えると、私はどうしても強力なものをまず作り上げて、そしてこれと友情的な雰囲気のもとに発行条件、発行について具體的の折衝をしていただきたいと、こゝう思ふのです。これは今の段階で大蔵大臣から、これはことごとことやるのですなんていうことを聞かうというやばを言つておるのじやないのです。これは微妙な問題ですから。しかし、大體の、大蔵大臣としてはこういう考え方であるといふことは、私はこゝで言つていただいたほうが、世界市場は安心するだらうし、われわれもその意見に同調共鳴するものなのです。これは質問でありませうけれども、希望を含んでおりますが、もし何らかの形で、抽象的でもいいですから、お答えできれば、こゝにひとつお答えを願ひたい、こういう次第であります。

○國務大臣(田中角榮君) この三十二年からの、六十五年間の英債償の借りがえを行なうといふことは、ただ國際収支にプラスをするといふような問題とか、ヨーロッパの市場——第一にマルク債の発行があつたわけでありませうが、その次を繼ぐものであるといふような、そういう技術的な考え方を持つておるのではないのであります。これは日英間の友好親善という、非常に古い歴史の上に立つた日英間の友好がほんとうにこのことによつて再び再確認をせられたといふように、政府は非常に大きく考へております。それから、もう一つは、イギリスが戦後長い間スーリング地域以外に対しては國債発行などは認めないといふ

態勢にありましたのが、全く特に日英間の親善友好のために戦後初めてのものともしようべきものをこうして認めようというふうになりましたのは、非常に大きな外交上の効果を認められるわけでありまして、これらに対しての評價も誤つてはならないということを考へておきます。

第三の問題は、これが引き受けの機關その他についてでございますが、まさに津島先生が言われたとおり、非常に長い歴史を持つものでありますし、将来の問題もございまして、歴史を十分検討いたしまして、ただ飛びついてきたから、ただ戦後こういうものが日本とつながりがあるからというようなことではなく、慎重の上にも慎重を期し、歴史の上にこそプラを築いて参りたいと、このように慎重な考えでございまして、これはアメリカにおいて戦後発行された件につきましても、戦前日本国債を引き受けた引き受け団体その他との問題もございましたが、今までの歴史にも徴しまして、万全の上にも万全の配慮を行なつて参りたいというこゝも考えております。これに対しては、金額は五十億ばかりでありますから、出先だけでやれるというような問題を考へてはおりません。これはもうできれば私が出かけるなり、ほんとうに大蔵省を代表して出かけるべきものは出かけて、日英間の友好と、イギリス政府が特にこの問題に対してこのういふふうにしたというふうな行為に対して、十分報い得る態勢をとつて慎重に配慮して参りたいと、このういふ基本的な考えを持つておる次第でございます。

○永末英一君 先ほどから、日英親善

のためにこの公債の借りかえが非常に有効だ、こういうお話があった。日本国内である事業をするために、これをひとつ外国の公債に訴えて、いわば簡単にいへば資金の援助をしてもらいたいというものであれば、なかなか相手方の国も日本国内の事情に精通し、あるいはまたそのことによつて結ばれていく度合いが大きい。しかし、今回のこの借りかえというのは、ただ単に長い間イギリスの経済と日本の経済との借金関係では新たなものが三十三年間なかったというだけの話で、これは単に借金の償還を延長するだけである。一体、先ほどから大蔵大臣の言われておるように、とんでもなくこれによつて日英親善になる。親善というのはいさゝか漠々たる言葉ですが、どういふ一体日英間の経済の交流を目ざしておられるのか、はなはだ不分明だと思つておる。

そこで、一つは、一体現在のイギリス経済というものが、すでにポンドの価値維持すらも非常に危ぶまれておる。将来ポンドが日本の円に対して大きく援助してくるような見通しがあるかどうかについては、非常に不安な面を持つておるわけだ。したがつて、これが借金の借りかえということだけで延長していく。あと英貨債がたぐさんありますけれども、そんな場合全部こういう形で借りかえをやつていこうとする方針なのか、それとも、将来日本国内における資金需要があった場合に、ポンドと結びつけて英貨債の発行を考へる場合にこのことが必要だというのでございまして、この御見解を明らかにしたい。

○國務大臣(田中角榮君) 今度の五十億に及ぶ三十二年英貨債の借りかえ以外に、引き続きロンドン市場でもつて募債ができるかという見通しについては、できにくい、こういう見通しを持つておるわけでありまして。ただ、三十二年の英貨債につきまして、引き続きましてずっと長いことがあるのであります。これは歴史を見ますと、日本、日露戦争前から今日までのものを考へますと、日本の鉄道の敷設とか、非常に日本の経済復興に寄与しておる歴史があることは、これはもう御承知のとおりでございます。そういうものに対して、戦後初めてロンドンの市場で日本の国債が新たに出来る。借りかえであります。これは新たに出来る。同じウエイトを持つものでございまして。だから、それは歴史的に相当大きな意義を持つものであるということはい言ひ得ると思ひます。

先ほどから申し上げたとおり、イギリスも国際収支の問題、それからスターリング地域中心という問題で、他の国の経済発展に対して資本を提供しようというふうな問題もタブーになつておつたわけでありまして。非常に強く制限しておつた、こういうことでございまして。戦後ベルギーとか、ニュージーランド、アイスランド等に対してごく少ない例がございまして、これも特殊な事情によりまして、非常に戦後外国債というものをロンドン市場で発行しないという原則でありましたのが、三十二年の英貨公債に対して日本が望むならば私のほうでも協力いたしまして、こういうふうなことを言つてきたのでありますから、これはこの金額、この三十二年の英貨公債の借りかえと

いう端な問題ではなく、日英間に交流する気持というものはお互いにかうかがい知れるわけでございます。

それから、イギリスの経済は、御承知のとおり、一時ポンド不安等がございまして、その後新政策もと行なわれまして、非常に経済発展的な情勢になつたわけでありまして。アメリカもそのとおりでございますが、三十八年度、今年度の見通しは非常にいいわけでございます。対米貿易等も延びております。それと符節を合わせるように、イギリスもいろいろな施策を行ない、減税政策等もあつたようでございますが、そういう意味でこのごろはポンドは非常に安定いたしております。安定というよりも強化をせられておるわけでございますので、イギリス市場において借りかえられる五十億というようなものが、将来ポンド価値が下がつてというふうな状態には現在のところないし、将来の見通しも上昇過程をたどるものと、こう判断しておるわけでありまして。

○永末英一君 わが国が外国から借り入れておりますいろいろな外貨債、これを償還期限までにちゃんと償還してしまつたという方針でやるのが、外国の信用を得て新たな外貨債を起す場合にいいのか、それとも、このようにいろいろ御見解を承りましたが、その期限がきたときにまた期限を延ばして、しかも当初の事業は完了しているわけでありまして。新たな事業をするはずはない。単に借金の延長をするというのでございまして。将来の日本の外国経済との結びつきにいいのか、この点、方針を伺いたい。

日本政府歴代の外債に対する基本的態度というものは決定をいたしております。これは借りかえ等は行なわれない、これは期日がきたら返す、これは原則でありまして、この内閣も、また将来の内閣も、それは踏襲維持して参りたいと考へております。そういうところに日本の外債の非常な信用があるわけでございます。私も一年間の間いろいろの方々に会いましたが、日本が国債というものを出せば確かにだれでも引き受け手はございまして、こういうことを言ひましたのは、あの第二次世界大戦中であつても支払いの停止をしなかつたし、まあ非常に戦後の苦しいときであつても償還を続けてきた。そして戦後は苦しいながら、政治的に、低開発国などは借りるところから借りても、当然これは第一次であつて、これだけでもつてできると思つたわけではないから、これは債権国會議を開くというのが普通である、こういうふうな考えの中にあり、しかも非常に安い金利を、初めから返らないということが予期せられるような金でも金利をうんと安くしてというふうなことがありまして、日本は戦前の金利と戦後の国内金利のバランスをとりながら、正常な金利水準で国債や保証債の発行をしてきたというふうな、ある意味においてははおおらかなという批判もあるであります。ところが、国債に対しては明治から一貫してつてきた政府の方針というものが、世界に非常に信用があるものでありまして、これはお説を待つまでもなく、期日がきたものは必ず返すというところが原則であります。

今度の問題は、御承知のとおり、予算を組むときには当然償還をするとい

う政府の意思決定をいたしておるの
ございすが、イギリス政府として
は、日本が借りかえの意思があるなら
ば、私どものほうでも当然これを御許
可いたします、こういうような表現が
あったわけでございます。これはまあ
一応償還をして、新しく発行するとい
うのは、先ほど申し上げたようなス
タート地域中心であつて非常に制
約をしているロンドン市場では、いか
に日本の国債五十億を発行したいとい
う考えがあつても、なかなかむずかし
いというふうな条件もあつたので、借
りかえ形式をとるといふふうにしたの
だと考えます。でありますから、これ
が将来続くものではない。日本政府の
外債に対する償還というものは、借り
かえに変更するというふうなものでは
絶対ございません。

○永末英一君 もう一点だけ伺つてお
きたいのですが、大体内容はわかりま
した。それで、借りかえはあくまで借
りかえであつて、いろいろの意味合い
がございまいしうが、別段これに見
合つての新しい事業というふうなもの
は、これはなし得ないことだと思いま
すが、そういうことは別段話題に上つ
たわけではないのですね。

○国務大臣(田中角榮君) 全然上つた
わけではございませんし、国債整理基
金の中に入れて国債償還に充てるとい
うことでございます。

○委員長(佐野廣君) 他に御発言もな
いようございすが、質疑は尽きた
ものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認
めます。

○委員(佐野廣君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより討論に入りま

す。御意見のおありのお方は、賛否を
明らかにしてお述べを願います。――
別に御意見もないようございすが、か
ら、討論は結局したものと認めて御異
議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認
めます。

○委員(佐野廣君) 総員挙手と認め
ます。よつて、本案は全会一致をもつて
可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐野廣君) 御異議ないと認
めます。よつて、さよう決定いたしま
す。

午後一時四十分まで休憩いたしま
す。

午後零時三十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

第三一五七号 昭和三十八年六月十
九日受理
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に
関する請願
請願者 東京都千代田区神田山
本町 川田良作
三郎君

紹介議員 岡 三郎君

生鮮果実類は、非常に腐敗が早いもの
であるから、輸入生鮮果実が即日通関
ができるよう簡易通関制度の復活適用
について今国会において審議せられた
ことの請願。

生鮮果実の現行輸入手續は、食品衛
生法による検査と、植物防疫法による
植物検査を受けなければ、税関への輸
入申告を受け付けないことになつてお
り、食品検査はほとんど書類審査のみ
で、問題は植物検査以後にある。植物
検査は、くん蒸等で最も時間がかか
り、更に、税関では数箇所の窓口を経
て貨物検査となるまでに貨物は何回も
移動され、時間を費し、荷傷を生じ、
通関に二日ないし四日を要するのが通
常であるから、生鮮果実については、
陸揚と同時に、くん蒸し、また、くん
蒸中に他の税関手續がとれるよう制度
を改められたい。

また、昭和十三年から昭和二十年頃ま
での生鮮果実については、簡易通関と
称し、書類審査だけで通関を許可さ
れ、通関業務が実に迅速に行なわれて
いたように記憶しているから、現在百
ドル未満の貨物に適用されている簡易
通関制度の品目、金額の範囲を拡大す
ると共に、諸検査の方法を十分考察の
上、生鮮果実全般について、簡易通関
制度を復活し、適用せられたい。

第三一五八号 昭和三十八年六月十
九日受理
関税定率法第四条改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区野沢町
金井誠
紹介議員 田中 茂穂君

今国会において関税定率法第四条につ
いて十分に審議の上、第一項について
は、保険非付帯の貨物については課税
標準価格から保険料を除くよう早急に
改正し、また第二項については、仕入
書等に記載された額以上に査定する不
合理を是正せられたいとの請願。

現行関税定率法第四条第一項に規定さ
れる従価税品の課税標準価格について
は、輸出国における通常の販売価格
(輸入原価)に積込み経費、運賃及び保
険料を加えた価格としてあるが、実際
の輸入貨物については海上保険を付帯
しないものが多々あるにもかかわら
ず、すべて保険料込み値段として関税
を課せられることはまことに不合理で
ある。また同条第二項には、輸入申告
の際提出される仕入書その他の書類に
基づき課税価格を決定すると規定して
あるにもかかわらず、実際にはほとん
どの場合、仕入書等に記載された額以
上に査定されており、関税納付者にと
つて理解に苦しむ実情である。

第三一八八号 昭和三十八年六月二
十日受理
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に
関する請願
請願者 東京都中央区築地三ノ
二 大塚平二
紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三一五七号と同
じである。

六月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。(予備審査のための付託は
二月五日)

一、国民金融公庫法の一部を改正す
る法律案

七月三日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、輸入生鮮果実類の簡易通関制度
適用に関する請願(第三二七五号)

一、葉たばこの長雨被害対策に関す
る請願(第三三八八号)

一、労者に対する不法課税に関する
請願(第三四五八号)

第三二七五号 昭和三十八年六月二
十四日受理
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に
関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷
角倉一夫
紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第三一五七号と同
じである。

第三三八八号 昭和三十八年六月二
十五日受理
葉たばこの長雨被害対策に関する請願
請願者 香川県高松市西内町七
ノ三 中、四国葉たば
こ兩害対策本部内 中
条要

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

中国、四国各県のたばこ耕作者は、昭
和三十八年六月二十日、二十一日に広
島市において、葉たばこ長雨被害対策
協議会を開催し、次のごとき要求を万
場一致で決議したから、中国、四国各
県のたばこ兩害の実態を賢察の上、す

みやかに、これが対策を樹立して救済するよう、格別に御高配を賜りたいとの請願。

一、葉たばこ災害補償制度の臨時特例により、減収補償の万全を期すこと。とくに、各地区組合平年実績を昭和三十八年収納価格に換算し、本年度収納実績が平年に満たない額を全面補償すること。

二、一般農作物被害に対する救済と同様に専売公社独自の救済措置を講ずること。

三、標本採択については作柄に即応した収納適用標本とするよう、耕作者の納得のいく設定方針とすること。

有史以来はじめての長雨のため、昭和三十八年たばこ作の被害は日をおって深刻化している。請願者等は、専売公社の長期生産計画に呼応して、これが生産振興につとめているが、数箇月にわたる長雨被害は、耕作意欲をとみに減退させており、まことに憂慮するところとなつてゐる。

第三四五八号 昭和三十八年六月二十六日受理

労音に対する不法課税に関する請願 (五通)

請願者 横浜市中区相生町五ノ九三横浜勤労者音楽協議会内 稲垣弘三外千五十名

紹介議員 佐野 芳雄君

勤労者音楽協議会に対する入場税、法人税の課税をただちに取りやめられたとの請願。

勤労者音楽協議会は、安い費用でよい音楽を聞いたり、見たり、育てるために、会員が会費を持ち寄つてつくつて

いる勤労者の自主的な組織であつて、興行師が利益を目的として興業を行なうものと根本的に違つてゐる。

七月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は六月十二日)

一、明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案(予備審査のための付託は六月二十一日)

一、関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十五日)

昭和三十八年七月十三日印刷

昭和三十八年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局